# 愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時

平成19年10月23日(火) 午前10時から11時30分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

- 3 議事
- (1) 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書 について
- (2) その他
- 4 出席者
  - (1) 委員

成瀬会長、岩田部会長、今榮委員、梅村委員、岡村委員、岡本委員、 黒田委員、芹沢委員、大東委員、武田委員、永瀬委員、長谷川委員、 廣畠委員、藤原委員、光田委員、吉村委員(以上16名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部)林部長、山本技監

(環境活動推進課)河根課長、藤野主幹、近藤主任主査、平野主査、 松尾主任、関本技師

(大気環境課)内藤主査、那須主任

(水地盤環境課)吉田主任

(自然環境課)磯谷主任

( 資源循環推進課 ) 渡 辺 主 幹 、 杉 本 課 長 補 佐 、 小 野 主 任 主 査

(3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)森専務理事、吉川常務理事、浅野課長、柴田課長、 大矢課長補佐、豊田課長補佐、谷口主査

5 傍聴人等

傍聴人2名、報道関係者なし

- 6 会議内容
- (1) 開会
- (2) 議事
  - ア 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について
    - ・会議録の署名について成瀬会長が、岡本委員と廣畠委員を指名した。
    - ・資料1「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境影響評価に関する公聴会の状況」及び資料2「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に関する関係町長意見」について、事務局から説明があった。また、岩田部会長から、資料3「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に関する部会報告」について説明があった。

#### <質疑応答>

【芹 沢 委 員】 クモ類の調査について、部会報告の表現では少し問題があるように思う。クモ類の調査をしていなかったこと自体は特に問題ではないと思うのだが、手続的に問題があったのではないかと思っている。

方法書では陸生動物の既存文献リストに注目種としてクモ類が挙げられており、あたかも調査するかのように書かれていたが、準備書にはクモ類の調査結果がなかったということが問題だと思う。

クモ類の調査結果が準備書になかったことは審査会として問題はないと思っているが、そのプロセスに問題があったことについて指摘すべきではないか。

【事 務 局】 クモ類の調査についての経緯としては、方法書の段階では調査をするともしないとも書かれていない。この件に関する住民からの指摘に対して、事業者は「念のために調査をしている」という見解を示している。その調査結果は部会に提示したが、結果そのものについて大きな問題はないとされ、それを受けて、その調査結果を評価書に記載する

ように求めるという意見に部会では集約されたものと考え ている。

- 【岩田部会長】 アセス手続には流れがあり、準備書に記載すべき情報が 足りなかったということならば、その次の段階である評価 書に追加記載してもらえばいいということで、このような 部会報告となった。
- 【芹 沢 委 員】 内容的には問題がないと審査会として判断しているという前提の下で、きちんと手続をするよう求めるべきではないか。
- 【事務局】 方法書の段階で具体的に何を調査するかということが記載されていなかったということが問題であった。手続の途中で、たとえば何か事業計画に重大な影響を及ぼすようなものならばアセスの再実施ということもありうると思うが、今回は事業者見解や調査結果を踏まえた上で、評価書に記載するように整理されたものと理解している。
- 【芹 沢 委 員】 このクモの調査については重要な要素・項目でないという判断をしたのであれば、その結果として評価書に調査結果を記載せよということになると思う。本来なら、準備書をやり直すべきであるが、重要なことではないので省略して評価書に記載せよと判断したということを書く必要があるのではないか。
- 【事 務 局】 そうした背景を省略してシンプルな文章となっているが、 あくまでも事業者見解において調査がなされていることを 踏まえての意見である。我々はアセス制度を所管する立場 として、今回の事例を今後の戒めとしていきたい。
- 【成 瀬 会 長】 確かに芹沢委員のご指摘のとおり、方法書、準備書の手続上では問題はあったと思う。しかし、結果的にではあるが、非常に大きな問題を及ぼすものではないという判断がこの審査会でなされればこのままの表現でいいのかと思う。
- 【芹 沢 委 員】 この文面だけが一人歩きする可能性もあり、たとえば、「タカの調査をしませんでした。評価書に記載します。」ということにつながってしまう。本質的な事柄ではないと認めるからこそ、例外的なことであるとして、審査会が判断したことを記載する必要があると思う。

- 【事 務 局】 評価書でのクモ類の調査結果の取扱い方については、この「4 動物、植物、生態系」の中ではなく、たとえば、「6 その他」の中の「わかりやすい内容」などでも、補足的に指摘していることになるのかと思う。
- 【武 田 委 員】 文面ではその背景がわかりにくいかもしれないが、この 地域の生態系の構成要素として、こういったものの実態を 把握しておくということも大切なので、この表現でもいい のかと思っていた。
- 【事 務 局】 修正案の一つとして、クモ類の調査結果に対する前提と して、準備書作成過程で判明したクモ類の調査結果につい ては」とすればどうか。
- 【芹 沢 委 員】 方法書には「貴重な種について調査する」と書いてあって、 貴重な動植物のなかにクモがあがっているわけだから、文 字通り追えば、当然クモは調査すべき対象の中に入ってい ると考えるほうが普通である。それが、調査をしなかった わけで、問題になっているのであり、審査会が判断するか ら、準備書を作り直すという手続をするまでもなく、その まま評価書に記載すればよろしいということになる。
- 【事 務 局】 部会においてクモ類の調査結果をご審議いただいて、その結果として、手続を手戻りさせるようなことではないという判断をいただいたものと考えているが、この趣旨が現在の文面では伝わらないのであれば、「部会に示されたクモ類の調査結果を踏まえて記載すること」などとすれば、部会が判断したということが表れるのではないかと思う。
- 【芹 沢 委 員】 審査会は準備書を作り直すほどのものではないと判断したことを、何らかの形で盛り込んでいただきたい。
- 【事 務 局】 答申の表現について、「クモ類については、その調査結果 を勘案し、評価書に記載すること。」としてはいかがか。
- 【成瀬会長】 それでは4(2)については、「クモ類については、その調査結果を勘案し、評価書に記載すること。」としてよろしいか。
- 【岡村委員】 準備書には調査結果が欠落しているので、その結果を勘 案してから評価書に記載せよということか。
- 【事 務 局】 部会において調査結果が示されたので、その内容を勘案

して、「準備書の手戻りというレベルのものでは無く、その結果は評価書において住民等にお知らせすべき内容であろう」と判断したという内容である。

- 【岡村委員】 資料1にある公述人Aの意見の1ページの下から3行目に、欠落している準備書を愛知県が受理していると書かれているが、「受理」ということについて、環境影響評価審査会が判断して「受理」するのか。あるいはすでに県が「受理」しているのか。もしも、まだ受理されていないのであれば追加で出させて「受理」とすればいいのか。
- 【事務局】 準備書の基本的な考え方になろうかと思うが、環境影響評価法においては「受理」という規定はない。事業の内容、目的、環境影響評価の結果などが記載されていて準備書としての形式的な要件を満たした図書が送付されたということである。
- 【芹 沢 委 員】 資料1の公述人Aの意見について、事業者見解が住民に知らされていないというのは問題があるのではないか。もちろん、審査会委員が審査の過程で事業者見解を見ており、審査会がチェックするのだからいいということはあるかもしれないが、公述人Aの意見はもっともなことで、事業者見解を見た上で不満があれば意見を述べる機会を与えよというのはもっともな気がする。名古屋市の手続がそのようになっているのであれば、今後、それに準じて考えていく必要があるのかもしれない。
- 【黒 田 委 員】 部会報告の中で、廃棄物について「事業の実施に当たっては」とあるが、事業の実施に伴って発生する廃棄物とそれ以外の一般的な廃棄物があって、事業者がこの事業をする中で考えるということなのか、ひょっとして県全体というか行政に対する注文まで意味しているのか。
- 【事務局】 まさにこの「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業」の 実施に伴って発生する廃棄物の問題について指摘をすると いうものである。あくまで、事業者に対してのことである。
- 【成瀬会長】 それでは、部会報告に対するただいまの各委員からの意見を踏まえ、審査会の答申として追加、修正する必要があるので、事務局から修正箇所の確認をお願いする。

- 【事 務 局】 それでは、ただいまの部会報告の4「動物、植物、生態 系」の(2)については、「クモ類の調査結果を評価書に記載すること」とあるのを、「クモ類については、その調査結果を勘案し、評価書に記載すること。」という形で修正させていただきたい。
- 【成 瀬 会 長】 それでは、ただいま事務局が示したとおり修正し、審査 会の答申としてよろしいか。

(異議なしの声)

- 【成 瀬 会 長】 ただいま、委員の方々から異議なしとされたので、先ほどの部会報告に修正を加えたものを審査会から知事に答申したい。
  - ・ 資料 3 の部会報告の 4 (2)を「クモ類については、その調査 結果を勘案し、評価書に記載すること。」に修正したものを別紙 の写しのとおり答申した。

# イ その他

事務局から、特にない旨の発言があった。

## (3) 閉会



平成19年10月23日

愛知県知事神田真秋殿

愛知県環境影響評価審査会

会 長 成 瀬 治



衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について(答申)

平成19年8月7日付け19環活第102-4号の諮問については、別添のとおりお答えします。

# 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る 環境影響評価準備書に対する答申

#### はじめに

衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」 という。)について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

本事業は、既成市街地に近接した工場立地が進んでいる衣浦港内において、海面埋立により広域的な廃棄物最終処分場を設置するものである。

事業者においては、こうした事業の特性を踏まえ、以下の事項について十分に検討して、その結果を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載するとともに、関係機関と必要な連携を図りつつ、工事の実施及び供用(廃棄物の搬入、埋立、処分場の管理)の各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施を図り、環境保全に万全を期する必要がある。

# 1 全般的事項

- (1)事業の実施に当たっては、予測結果を踏まえ必要な環境保全に関する措置を実施するとともに、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2)環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ 適切な措置を講じること。
- (3)廃棄物最終処分場の管理型区画の遮水性の確保に万全を期するため、遮水シートなど遮水工の施工管理の徹底や、廃棄物の薄層埋立を適切に行うこと。なお、処分場底面の一部において行う遮水機能の増強対策については、具体的な方法を明らかにすること。
- (4)廃棄物の受入検査や廃棄物最終処分場の維持管理に関するマニュアル等を作成 し、職員の教育・訓練を実施するなどして、その徹底を図ること。
- (5)環境監視については、関係機関の意見を踏まえ具体的な監視計画を作成し、的確に実施すること。また、監視結果を公表するとともに、必要に応じ適切な措置を講じること。

# 2 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1)工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、準備書に記載された環境配慮事項を徹底するとともに、最新規制適合車の使用について運行者への働きかけを行うこと。また、工事用車両の運行台数の平準化や実行可能な範囲での工事用資材の海上輸送などに努めること。
- (2)廃棄物埋立時においては、散水を適切に行うなど粉じんの飛散防止を図るとと もに、悪臭防止対策を徹底すること。

#### 3 水質、底質

- (1)護岸工事に当たっては、濁りの影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置するとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2)水質保全の観点から排水処理施設の適切な運転管理に努めるとともに、埋立地 周囲の海域における底質の環境監視を実施すること。

#### 4 動物、植物、生態系

- (1)廃棄物最終処分場においてコアジサシ等の希少な鳥類の営巣・繁殖が認められる場合には、必要に応じ専門家の意見を聴き適切な措置を講じること。
- (2) クモ類については、その調査結果を勘案し評価書に記載すること。

## 5 廃棄物等

事業の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

## 6 その他

- (1)評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民 などにわかりやすい内容となるよう努めること。
- (2)事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。
- (3)事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、積極的な情報提供に努めること。

# 検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備考
平成19年8月7日	審査会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託
平成19年8月28日	部会	準備書の内容の検討
平成19年9月11日	部会	準備書の内容の検討
平成19年10月18日	部会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係町長意見の検討 部会報告の検討
平成19年10月23日	審查会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係町長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

# 愛知県環境影響評価審査会委員

今榮 東洋子 慶応義塾大学大学院理工学部教授

岩田 好一朗 中部大学工学部教授

内田 臣一 愛知工業大学工学部准教授

梅村 武夫 名古屋大学名誉教授

岡村 穣 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授

岡本 真理子 東海学院大学人間関係学部教授

北田 敏廣 豊橋技術科学大学工学部教授

黒田 達朗 名古屋大学大学院環境学研究科教授

小池 隆 三重大学生物資源学部教授 清水 正一 中京大学総合政策学部教授

芹沢 俊介 愛知教育大学教育学部教授

大東 憲二 大同工業大学工学部教授

武田 明正 三重大学名誉教授

竹中 千里 名古屋大学大学院生命農学研究科教授

立川 壮一 藤田保健衛生大学医学部教授

田中 稲子 横浜国立大学講師 永瀬 久光 岐阜薬科大学教授

成瀬 治興 愛知工業大学工学部教授 朴 恵淑 三重大学人文学部教授

長谷川 明子 財団法人日本生態系協会評議員

坂東 芳行 名古屋大学大学院工学研究科准教授

廣畠 康裕 豊橋技術科学大学工学部教授

藤江 幸一 豊橋技術科学大学工学部教授 藤原 奈佳子 愛知きわみ看護短期大学教授

堀越 哲美 名古屋工業大学大学院工学研究科教授

丸山 宏 名城大学農学部教授

光田 恵 大同工業大学工学部准教授吉村 いづみ 名古屋文化短期大学教授

:会長 :会長代理 (敬称略、五十音順)